参考３－４（個人票（令和元年））

様式第２号

統計法に基づく基幹統計調査

秘

都道府県番号	事業所一連番号

賃金構造基本統計調査

個人票

（令和　年６月分）

厚生労働省

政府統計

この調査票に記入された事項については、統計以外の目的に使ったり、他に漏らしたりすることはありません。

枚目

(1) 一連番号	(2) 性	(3) 雇用形態					(4) 就業形態	(5) 最終学歴	(6) 年齢	(7) 勤続年数	(8) 労働者の種類	(9) 職番号	(10) 職種番号	(11) 経験年数	(12) 実労働日数	(13) 所定内実労働時間数	(14) 超過実労働時間数	(15) きまって支給する現金給与額	(16) (15)のうち超過労働給与額	(17) (15)のうち通勤手当	(18) (15)のうち精皆勤手当	(19) (15)のうち家族手当	(20) 昨年１年間の賞与、期末手当等特別給与額	(21) 在留資格番号	備考
		常用労働者				臨時労働者																			
		正社員・正職員		正社員・正職員以外																					
		1 は正社員・正職員のうち雇用期間の定めがない人。 2 は正社員・正職員のうち雇用期間の定めがある人。 3 は正社員・正職員以外のうち雇用期間の定めがない人。 4 は正社員・正職員以外のうち雇用期間の定めがある人。 5 は常用労働者以外の人。					(4)就業形態欄の「1一般」に○を付けた労働者についてのみ記入してください。	「5臨時労働者」に○を付けた労働者については、(1)～(3)、(6)、(10)、(12)～(16)のみ記入してください。	1年未満の端数は切り捨ててください。	1年未満は0と記入してください。	C鉱業,採石業,砂利採取業、D建設業、E製造業、又はH481港湾運送業で事業所規模10人以上の事業所のみ記入してください。	企業規模100人以上の事業所のみ記入してください。	(9)欄の役職に該当しない労働者について記入してください。	1年未満の端数は切り捨ててください。		実労働時間数から超過労働時間数を差し引いたもの 30分以上は切り上げ、30分未満は切り捨ててください。	早出、残業、休日労働等	超過労働給与額を含みます。 1か月を超え、3か月以内の期間で算定されるもの も含みます。 ベース・アップによる5月分以前の差額追給は除きます。	時間外手当、深夜手当、休日手当、宿日直手当等	E製造業で事業所規模99人以下の事業所、I卸売業,小売業、K70物品賃貸業、L学術研究,専門・技術サービス業、M宿泊業,飲食サービス業、N生活関連サービス業,娯楽業、P医療,福祉又はRサービス業(他に分類されないもの)で同29人以下の事業所のみ記入してください。	通勤労働者に対し、通勤交通費の全額又は一部として支給する手当	一定期間の所定労働日において遅刻、早退、欠勤等の事故が一定回数以下の労働者に対し支給する手当	扶養家族を有する労働者に対し支給する手当	賞与、期末手当等の年間の支給額であり、毎月支給されるもの 含みません。 3か月を超えて算定されるものは 含みます。	外国人労働者について記入してください。 日本人及び特別永住者等は記入不要です。	以下の事項を記入してください。 ・事業所で記入対象労働者を識別できる番号等 ・記入内容が特異な場合の、その理由
		1 期間の定め無	2 期間の定め有	3 期間の定め無	4 期間の定め有	5 臨時労働者	1 一般 2 短時間	1 中学 2 高校 3 高専 4 短大 5 大学 6 学院	歳	年	1 生産 2 管理技術		1 1年未満 2 1～4年 3 5～9年 4 10～14年 5 15年以上		日	時間	時間	万 千 百円	万 千 百円	万 千 百円	万 千 百円	万 千 百円	万 千 百円		
01	1 男 2 女																								
02	1 男 2 女																								
03	1 男 2 女																								
04	1 男 2 女																								
05	1 男 2 女																								
06	1 男 2 女								歳	年					日	時間	時間								
07	1 男 2 女																								
08	1 男 2 女																								
09	1 男 2 女																								
10	1 男 2 女																								

〔１００円未満の端数は四捨五入してください。〕

SAMPLE

この調査は、統計法に基づく基幹統計を作成するために行う調査です。
この調査の対象となった事業所の方々には統計法に基づく報告の義務があり、報告の拒否や虚偽報告については罰則があります。
この調査の実施に当たっては、特に必要がある場合には、資料の提出のお願いや関係者の方々への質問を行うことがあります。